

平成21年度当初予算編成作業要領

1 基本的事項

(1) 基本的な考え方

ア 豊かな新潟県づくりの推進

平成21年度当初予算編成を通じて、将来に希望の持てる豊かな新潟県づくりを推進する。

イ 「部局長枠予算」を活用した編成

部局長の創意工夫により、施策効果の向上、事業の効率化を図るため「部局長枠予算」を活用する。

(2) 予算編成の視点

ア 財源の確保

県有財産の流動化や、県債の活用等による財源の確保に努める。

イ 施策の選択と集中、事業効果の早期発現

本県の緊急・重要課題に対応するため、施策・事業の効果検証を十分に行った上で、「選択と集中」を進めるとともに、事業効果の早期発現を図る。

ウ 市町村、民間との役割分担

県、市町村、民間の役割分担について再点検の上、事業スキームの再構築を図る。

エ 部局横断的な見直し

部局横断的な見直し、部局連携による効率的・効果的な施策・事業への再構築について積極的に検討し、施策効果の最大化を図る。

オ 人件費の縮減

定員適正化計画の着実な推進、業務の進め方の工夫・効率化等により人件費の縮減を図る。

カ 内部管理経費の縮減

業務や執行方法の見直しにより、人件費の縮減と一体で、事務費、維持管理費、第三セクターへの支援経費などの内部管理経費の縮減を図る。

2 歳入に関する事項

県有財産の有効活用や事業の特定財源確保等の観点から、新たな視点で様々な角度から検討を行い、可能な限りの財源確保に努めること。

なお、この趣旨を踏まえ、歳入確保に努めることによって新たに得られる財源については、当該財源の内容に応じ、その全部又は一部を3(1)に示す「部局長枠」又は3(3)の「投資事業」に上乘せする。

具体的な取り扱いについては、個別に協議すること。

ア 国庫支出金

国の予算編成等に留意し、その有効活用について十分検討するとともに、制度の変更及び財源措置の状況を踏まえ、的確に見積もること。

地方分権の趣旨を踏まえ、統合補助金化等運用・関与の改革を所管省庁に要請すること。

また、補助基準が実情にそぐわないため、県の超過負担となっているものについては、引き続きその改善を所管省庁に強く要請すること。

イ 使用料・手数料

使用料・手数料については、平成20年8月6日付け財第95号「使用料・手数料等の見直しについて」に基づく見直し結果により年間収入見込額を適正に見積もること。

特定の行政サービスを提供し、手数料等を徴収していないものは、受益者負担の原則を踏まえ、その徴収を検討すること。

ウ 分担金・負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づき、事業の性格、受益の限度等を適切に検討して見直しを行った上で見積もること。

エ 財産収入

土地等の貸付料については、新潟県公有財産事務取扱規則第34条の規定に基づき適正な収入額を見積もること。

財産売払収入の積極的な確保に努めること。

特に未利用財産や活用頻度の低い土地等（廃川敷、廃道敷等を含む）の遊休財産については、売却を迅速に進めること。

オ 諸収入

収入確保に努めるとともに、過去の実績等を参考にして適正に見積もること。

3 歳出に関する事項

別紙 1 及び別紙 2 に示す経費区分、枠区分により、以下のとおり見積もること。

(1) 部局長枠

ア フレーム

政策プランを踏まえ、既存の施策の効果について十分検証の上、新たな施策の立案・事業化を含め、効果の高い施策へのさらなる重点化を図るとともに、人件費の縮減を含めた内部管理経費の効率化を徹底することとし、平成20年度当初予算と同額(一般財源ベース)を基本に枠を提示するので、その範囲内で見積もること。

なお、定員適正化計画を上回る人員削減分については、1人当たり4,000千円で換算し、枠に加算する。

イ 重要施策・事業の検討について

政策プラン等を踏まえた本県の緊急・重要課題に対応するための重要施策については、現状、課題、効果等について十分検証を行い、知事政策局と調整を行った上で、再構築を図ること。()

(2) 枠対象外経費

枠対象外経費については、過大計上とならないよう、十分な精査・調整を行った上で見積もること。

ア 人件費

職員給与費については、平成20年11月1日現在の現員現給に基づき見積もること(別途電算打出しを配付)。

時間外勤務については、縮減に向けた新たな取組、管理方法について検討する。()

イ 公債費

県債の発行計画を勘案し、適切な額を見積もること。

ウ 扶助費・扶助費的補助費

平成19年度決算、平成20年度決算見込み等の検証・精査を十分に行い、国の制度改正の動向等に留意の上、所要額を見積もること。

エ 税交付金

県税収入の見積りをベースに所要額を見積もること。

オ 所要額見込事業

平成19年度決算、平成20年度決算見込み等の検証・精査を十分に行った上、所要額を見積もること。

(3) 投資事業について

投資事業については、平成20年度の補正を含めた政府予算や、地方財政対策等を踏まえた上で、編成過程において規模を決定することとし、現時点においては以下に留意の上、作業を行うこと。（ ）

国との調整を要する事業については、最終決定を踏まえて柔軟に対応できるよう留意すること。

県内への経済効果の波及による地域経済の活性化と雇用の創出・確保につながるよう、事業内容・執行方法を工夫すること。

(4) その他の留意事項

ア 共通事項

1 (2) 「予算編成の視点」を踏まえた上で、既存の施策・事業について積極的に見直しを行うこと。（ ）

新規事業はもとより、既存事業についても必ず終期を設定し、時制限を徹底した上で事業効果の早期発現に努めること。

また、終期の到来したものは、原則として廃止すること。

予算の見積もりに当たっては、別途配布する「予算共通単価表」及び「建築単価表」により積算すること。

また、経常経費において、維持管理費、光熱水費については、別途示す予算計上方法を基本に見積もること。

事業構築に当たっては、将来の財政負担も考慮し、活用可能な財源（国庫補助金、起債等）について十分検討し、創意工夫を図ること。

イ 物件費

物件費については、執行方法を工夫し、極力節減に努めた上で見積もること。

ウ 維持管理・維持補修費

施設等の維持管理費については、管理委託の必要性和契約の方法を十分検討し、委託内容や方法を見直すなど一層の節減に努めた上で適正な額を見積もること。

施設等の維持修繕費については、施設の現況、整備計画との整合性及び緊急性等を検討し、適正な額を見積もること。

エ 補助費等

出資法人等に対する補助金等については、経営合理化、自立的経営の促進等の観点から、補助の目的、法人の財政状況等を精査の上、見直しを行うこと。

県単補助金については、事業主体（地元負担）を超える補助は、見直しを行い同額（率）以下を基本とすること。

上乘せ補助については、国の統合補助金、交付金化の状況等を勘案し、廃止を含め、見直しを行うこと。

オ 貸付金

貸付金については、利用状況、効果等について十分検証の上、情勢の変化に適合した効果的な制度に見直しを図るとともに、利子負担抑制の観点から、執行の工夫を含め、適正な規模で見積もること。

4 他会計に関する事項

(1) 特別会計

特別会計設置の趣旨を踏まえ、歳入の最大限の確保を前提とし、それと収支均衡する歳出であることを基本とした上で、一般会計からの繰出金が最小となるよう見積もること。

また、資金計画等を精査し、保留財源は最小限に見積もること。

(2) 企業会計

経営の合理化・効率化を徹底し、一般会計と同一の視点に立った見直しを行うとともに、それぞれの会計の状況に即して従来の繰出金ルールをゼロベースから見直しの上、一般会計からの繰出金が最小となるよう、予算原案を作成すること。

5 その他の事項

道路特定財源の扱いについては、予算編成過程において、国の方針を踏まえ、検討する。

債務負担行為及び継続費については、2か年以上にわたる不可分事業で後年度負担を伴うものであり、十分に内容を精査し、財源措置を見通した上で設定すること。

なお、3か年以上にわたる不可分事業については、原則として「継続費」として扱うこと。

債務負担行為の設定について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(H19.6月公布)」に基づく「健全化判断比率」が一定の基準を超えた場合には、健全化等の計画策定を義務つけられるほか、起債が制限されることとされている。

債務負担行為による支出予定額も主な算入要素であり、場合によっては財政運営への影響も想定されることから、債務負担行為の設定に当たっては、その必要性、規模等、真にやむを得ない場合に限り、必要最小限で見積もること。

県産材の活用、県産品の利用促進については、限られた財源を活用した各種施策の効果が県経済に着実に浸透し、県民所得の増大、ひいては県税収入の増加につながるよう、積極的な取組を行うこと。

未着工の大規模施設整備事業については、その必要性、優先度及び緊急性について十分見極めるとともに、民間活力の積極的な活用についても十分検討の上、見積もること。

経費区分の変更については、運営費や維持管理費等の経常経費のうち、政策時分となっている経費で、経費の平年度化等により経常時分とすることが適当な経費等が対象であること。

なお、経費区分の変更を行いたい事業がある場合は、次の様式を提出のこと。

「経費区分変更調書」(様式2)、「経費区分データ修正入力表」(様式4)

6 予算見積書等の提出について

平成20年11月5日(水)までに予算見積書及び関連資料を提出してください。

経常経費(経常時分)と政策経費を区分してください。

給与費については、別途連絡します。

予算編成作業を効率的に行い、作業負担を軽減するため、予算見積書の説明欄の記入を適切に行ってください。

「細事業の概要」欄の記入項目(例)


- ・目的
- ・事業主体
- ・事業内容
- ・補助率(負担割合)
- ・実施(設置)場所 等

「実施・計画・他県例・国家予算状況」欄の記入項目(例)

- ・政策プラン目標
- ・現状
- ・実績
- ・事業効果(評価)
- ・他県例
- ・国予算状況 等
- ・事業効果(評価)については、積極的に記入してください。

予算外議案については、事前に十分調整を行った後、議案原稿2部に提案理由を付して平成20年12月25日(木)までに財政課長あて提出してください。

予算編成作業スケジュール

	国の動き (昨年度の場合)	平成21年度予算編成日程 (予定)	県議会
11 月		11月5日(水) 要求書提出期限 11月中旬～ [政策プランに照らした 施策効果の検証]	
12 月	税制改正 政府経済見通し 地方財政対策 政府予算案	 12月下旬 部局調整状況公表 12月下旬～1月9日(金) 財政課長調整 12月25日(木) 予算外議案提出期限	定例会 (12月) ↓
1 月	地方財政対策 (詳細)	1月13日(火)～1月19日(月) 総務管理部長調整 1月下旬 財政運営計画の公表	
2 月		2月上旬 知事最終調整 2月中旬 当初予算案記者発表	定例会 (2月) ↓

日程については、予定であり変更となる場合があります。

経費区分基準

区 分		基 準	説 明 (具 体 例)
給 与 費			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職及び一般職の給与費
経 常 経 費	管 理 費	県施設等の管理に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁公舎及びその付帯施設に係る光熱水費、除雪経費、各種保守・管理委託等経常的な維持管理に要する経費 ・ 庁公舎及びその付帯施設に係る経常的な維持修繕に要する経費 ・ 試験研究用機械等の経常的な維持修繕に要する経費
	運 営 費	課及び出先機関の運営に要する経費で例年変動の少ないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本庁各課及び出先機関の運営に必要な経費 ・ 審議会等の運営に必要な経費 ・ ブロック会議等開催に必要な経費 ・ 各種団体への加入負担金 ・ 公用自動車の更新経費
	行 政 事 務 費	各組織の基礎的固定的業務に要する経費で、必要性について政策的判断を要しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常的な指導、調査等に要する経費 ・ 経常的な試験研究に要する経費 ・ 各種試験の実施に要する経費
政 策 経 費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の必要性について政策的判断を要するもの ・ 新規、重要施策に係るもの ・ 経常的ではあるが整理統合廃合、改善、内容の強化充実を図ろうとするもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資事業費 ・ 補助費（補助的委託を含む。） ・ 扶助費（経常経費に係るものを除く。） ・ 積立金 ・ 金融的経費（出資金、貸付金、預託金） ・ 繰出金 （特別会計、企業会計、収益事業、基金への繰出金） ・ 排水機場等の維持管理費 ・ 道路除雪費、土木施設、排水機場等の維持補修費、庁公舎等の特別修繕費 ・ その他政策的事業費

枠区分基準

区 分	内 容
部局長枠	<ul style="list-style-type: none"> ・経常経費 ・事務費 ・維持管理費 ・維持補修費(道路除雪、道路・土木施設補修を除く) ・補助費 ・繰出金(公債費に整理されるものを除く) ・積立金 ・土木施設維持管理・維持補修費 ・金融的経費 ・その他の政策経費 <p style="text-align: center;">「所要額見込事業」を除く</p>
枠対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 一般職給与費、特別職給与(知事、副知事、議員、行政委員会委員に限る)、 恩給及び退職年金、災害補償費 ・公債費 元利償還金及び一時借入金利息 ・扶助費、扶助費的補助費 扶助費(措置費、措置費負担金及び補助金を含む)、就学奨励費とし、制度 改正等の要素を反映して見積もること。 ・税交付金 個人県民税徴収取扱費、地方消費税徴収取扱費、県税過誤納還付金及び 加算金、地方消費税清算金、県民税利子割交付金、県民税配当割交付金、 県民税株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交 付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、利子割精算金、特別地 方消費税交付金 ・所要額見込事業 財政課が予め指定した事業
投資事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公共事業(臨時交付金事業を含む) ・その他公共 ・直轄事業負担金(災害復旧事業を除く) ・県単公共(臨時交付金事業を除く) ・県単上乘せ ・県施設建設 ・県単その他 ・受託事業 ・災害復旧事業(補助事業、単独事業、直轄負担金、受託事業)